

平成22年6月21日

地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定について

平成21年8月1日に施行された地域商店街活性化法第4条の規定に基づき申請された事業計画について、本日、2件の認定を行いましたので公表します。

これにより、関東経済産業局管内で認定された商店街活性化事業計画は15件になります。

今後、地域住民の需要に応じた活性化事業に取り組む商店街に対して、引き続き支援を行います。

地域商店街活性化法の正式法律名は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号）

1. 法律の趣旨

商店街ならではの「地域コミュニティの担い手」としての機能を発揮することにより、商店街の活性化を図ることを目的に、商店街振興組合等による地域住民に役立ち、地域の魅力を発信する取組に対し支援を行うため、地域商店街活性化法が、昨年7月15日に公布、同8月1日に施行されました。

認定を受けた商店街振興組合等に対しては、実施事業に対する経費の一部を補助する等の支援措置が講じられます。

また、株式会社全国商店街支援センターにより、商店街活性化を担う人材の育成を行うとともに、商店街の活性化に向けた取組を支援するために必要な専門家の派遣、情報提供などを実施していきます。

制度の概要等は、下記アドレスよりご覧いただけます。

<http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/ryutsu/shougyou/index.html>

2. 認定の概要

本日、本法施行後3回目の認定となり、埼玉県内では初めての認定であり、新潟県内では3件目となります。認定した概要は別紙の通り。

（本発表資料のお問い合わせ先）

関東経済産業局 産業部 流通・サービス産業課 商業振興室

担当者：加藤、水嶋、鈴木

電話：048-600-0318（直通）

地域商店街活性化法に基づく第三次認定案件の概要

平成 22 年 6 月
関東経済産業局

1. わいわいロード商店街振興組合（埼玉県草加市）

地域住民との「夢空間・おとぎの杜」協働創出による商店街活性化事業

- 近年、商店街の隣接地区（三郷市、越谷市等）に大型店が出店したことにより、来街者数・個店売上の減少傾向にあり、商店街が如何にして賑わいを創出し、生き残りを図るかが課題となっている。この課題解決のために、地域住民との「夢空間・おとぎの杜」の創出を基本コンセプトに掲げ、街路灯をエコ型街路灯（ソーラーパネル/LED照明）に改修するとともに、街路灯に補助灯としてカラー照明を付設して、商店街一帯に彩り鮮やかな雰囲気醸し出す演出効果を図り、併せて高齢者等の指導の下に小・中学生を対象とした「こども商店街」や「中学生あきんど塾」を実施して社会・地域教育の場を提供するとともに、より賑わい効果を図るために季節を通じた新規イベントを実施し、来街者数の増加を目指す。更に、周辺の集合団地の高齢化が進んでいることから買い物弱者を対象とした移動販売事業を展開する等、商店街の役割向上を図る。

2. 小千谷市東大通商店街振興組合（新潟県小千谷市）

地元住民と連携し、震災復興後の地域の「食生活」の利便性確保と「高齢者」に優しい街づくりを目指す商店街活性化事業

- 平成 16 年の東日本大震災で、東小千谷地区の商業の核であった地元スーパーが倒壊・閉鎖となった。商業の核を失った商店街の来街者が著しく減少していたところ、震災後の環境変化を乗り越え、便利で住みやすく安全な街づくりを考える地元住民で組織する協議会が立ち上がり、検討を重ねた。結果、商店街の役割として空き店舗を活用して地元農家と連携した「農産物直売所」や地場食材を利用した「惣菜ショップ」を開設し、地域住民のための食関連業種の充実を図り、併せて地域の高齢者など地域住民が集う「たまり場」の運営、高齢者向けの宅配等の各種サービスを行う「高齢者楽々サービス」を実施し、協議会の側面支援を担うことによって、商店街自体への来街者数の増加を目指す。

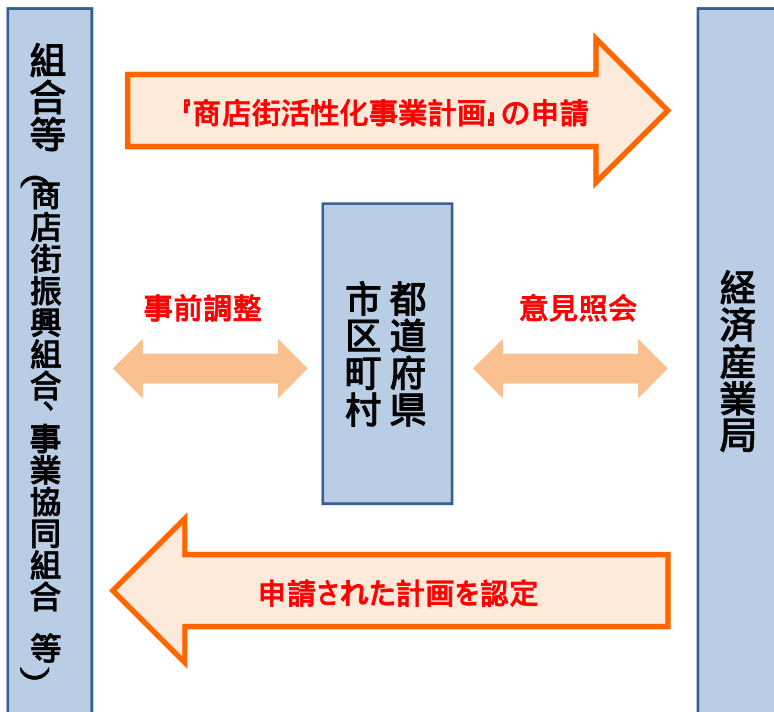
協議会の正式名称は「東小千谷夢あふれるまちづくり活性化協議会」

地域商店街活性化法の概要

(商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律)

商店街ならではの「地域コミュニティの担い手」という機能を発揮することにより、商店街の活性化を図ることを目的として、商店街振興組合等による、地域住民のニーズに基づく取組みに対し、補助金、税制、人材育成など総合的な支援を行います。

1. 法による認定の仕組み



計画の認定を受けた商店街振興組合等や、その構成員である店主などが行う『商店街活性化事業』について、様々な支援を行います。

2. 拡充された支援策の内容

《補助金・税制・融資支援を抜本的に拡充》

補助金 補助率最大2 / 3

税制 土地等譲渡所得の1500万円特別控除
(商店街内の遊休土地の譲渡を促進(空き店舗対策))

融資 市町村による高度化融資の新設
小規模企業設備導入無利子貸付
(貸付割合 1 / 2 2 / 3)

《人づくり…「やる気」を喚起し、ノウハウを提供》

(株)全国商店街支援センターによるサポート

人材研修、起業支援、支援人材の派遣、商店街活性化手法・ノウハウの提供・普及

計画の認定を受けたとしても自動的に支援を受けられるものではありません。受けたい支援措置ごとにそれぞれ申請し、審査を受けていただくこととなります。

3. 法認定の対象となる事業の例

地域に貢献する事業: **高齢者・子育て支援、宅配サービス 等**

地域の魅力を発信する事業: **地域イベント、商店街ブランド開発 等**